14　安全面及び倫理面の配慮等
国は、再生医療の迅速かつ安全な研究開発及び提供並びに普及の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、医師等、研究者及び事業者による活動の確保に留意しつつ、再生医療の特性に鑑み、安全性を確保するとともに生命倫理に対する配慮をしなければならないこと等とした。（第一四条関係）
15　施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。

◇外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法（法律第一四号）
（農林水産省）
1　この法律は、国際的協調の下で対外債務の負担の軽減を図ることとされている国について、その負担の軽減を図るため、これらの国の政府に対して我が国が有する米穀の売渡しに係る債権であって当該政府が弁済することができる見込みがないと認められるものについての特別の措置を定めるものとした。（第一条関係）
2　政府は、この法律の施行前に米穀の売渡しにより取得した債権であって、マダガスカル、マリ、モザンビーク、シエラレオネ又はタンザニアの政府に対して有するものについては、当該政府からの要請があったときは、当該債権の全部を免除することができることとした。（第二条関係）
3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一三四号）（復興庁）
1　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備を行うこととした。
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三五号）（農林水産省）
1　台湾の戸籍に記載されている者が行う漁業等に関し、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第五条から第一三条までの規定を適用しないこととする海域を定めることとした。（附則第二条の表関係）
2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用について経過措置を規定することとした。（附則関係）
3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一三六号）（厚生労働省）
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第六二号）の一部の施行期日は、平成二六年四月一日とすることとした。

法　律

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十一号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

（スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正）

第一条　スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五条」を「―第五条の二」に改める。

第四条中「第十条第三号及び第四号」を「第十条第二項第一号及び第二号」に改め、「試合（次条」の下に「、第五条の二」を加え、「第十条第六号」を「第十条第二項第四号」に改める。

第二章中第五条の次に次の一条を加える。

（特定対象試合）

第五条の二　センターは、対象試合のほか、サッカーの試合を通じてスポーツの振興を図ることを目的とする組織で文部科学大臣が指定するものが開催するサッカーの試合で文部科学省令で定める基準に適合するもの（第七条第三項、第十条第三項第四号及び第四十条第一項第二号において「特定対象試合」という。）をスポーツ振興投票の対象とすることができる。

第七条に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、特定対象試合に係るスポーツ振興投票に準用する。この場合において、第一項中「あらかじめ」とあるのは、「あらかじめ、そのスポーツ振興投票の対象となる試合の数が三を下回らない数となるよう」と読み替えるものとする。

第十条第三号から第六号までを削り、同条に次の二項を加える。

2　次の各号のいずれかに該当する者は、第七条第一項の規定により指定された個々の試合（第十二条、第十七条第一項、第三十二条、第三十七条、第三十八条、第四十一条及び第四十二条において「指定試合」という。）に係るスポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一　機構の役員及び職員

二　第二十四条第一号に規定するサッカーチームを保有する機構の社員（その社員が法人である場合には、その法人の役員）

三　第五条第一項の規定による登録を受けた選手、監督、コーチ及び審判員

四　天候の悪化その他やむを得ない事由により対象試合の中止を決定し、又はその決定に関与する権限を有する者（前三号に掲げる者を除く。）

3　次の各号のいずれかに該当する者は、第七条第三項において準用する同条第一項の規定により指定された個々の試合（以下この項、第十二条の二、第十三条、第十七条第一項、第三十二条、第四十条第一項第二号及び第四十一条において「特定指定試合」という。）であって当該各号に定めるものに係るスポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一　サッカーの試合を通じてスポーツの振興を図ることを目的とする組織で第五条の二の指定を受けたもの（以下この項及び第四十条第一項第二号において「指定組織」という。）の役員及び職員　当該指定組織が開催する特定指定試合